

イギリス保守党における 「保守」党ラベル導入の経緯と背景

渡 邊 容 一 郎

- 一、はじめに
- 二、一九世紀前半における「保守」党ラベル導入の直接的経緯
- 三、一九世紀前半における「保守」党ラベル導入の政治的背景
- 四、おわりに

一、はじめに

イギリス保守党 (the Conservatives——以下、保守党) の前身はトーリー党 (the Tories) とされている。⁽¹⁾

とはいえ、「トーリー党」という今日的近代組織政党が実在したわけではない。後述するように、一八世紀末から一九世紀初頭のイギリスでは、フランス革命に反発した小ピット (William Pitt, the Younger) の「ピット派」(the Pittite) を受け継ぐ諸々の保守的傾向の議員集団 (factions) が「トーリー」(Tory) と呼ばれたにすぎなかった。したがって政治用語・党名としての「トーリー」は、公式の党ラベルというより、当時現状維持志向だった議員 (右派陣営) 全体の呼称と理解すべきであろう。⁽²⁾

では、なぜ一九世紀前半に「保守」(Conservative) という党名 (現在の党ラベル) が用いられるようになったのか。なぜ従来の「トーリー」では具合が悪いのか。そもそも「保守」は「トーリー」と何が違うのか。こうした点は、関連分野の先行研究を見ても必ずしも明らかではない。

そこで本稿は、現在でも使用されている「保守」党ラベルが導入された直接的経緯や政治的背景を明らかにしていく。とりわけ「保守」党ラベルが徐々に使用され、新聞や書簡など当時の史料においてもその使用が確認されるようになった一八三〇年代初頭の状況に加え、穀物法 (Corn Laws)⁽³⁾ の撤廃、すなわち保護貿易から自由貿易への転換をめぐる政府与党・トーリー陣営の分裂 (二八四六年) 以後、「保守」党ラベルが再導入された一八四〇年代後半の政界や党内事情についても検討する。

そうしたうえで、「保守」党ラベル導入の経緯と背景を、「当時の主要政治争点をめぐるパーティ・ラインの整序」

「当時の有権者による分割投票 (split voting) 傾向の変化」という観点から、可能な限り解明していくことにしたい。

二、一九世紀前半における「保守」党ラベル導入の直接的経緯

ここでは、「保守」党ラベルが導入された経緯をまず明らかにする。そのためにも、従来の保守党史（先行）研究や当時の史資料分析からわかったことを再確認し、今後解明すべき課題を整理しておく。

(1) 先行研究の動向と解明すべき課題

トリー党から保守党への「変化」を決定づけた出来事として、通例、①一八三二年にホイッグ党 (the Whigs) 主体のグレー (Charles Grey, 2nd Earl Grey) 内閣 (表1) が実現させたいわゆる第一次選挙法改正 (Great Reform Act)⁽⁴⁾ と、それに伴うトリー党の総選挙大敗北 (表2) が挙げられる。加えて、②トリー党支持基盤拡大を目論む首相ピール (Robert Peel) によって一八三五年総選挙期間中に公表された「タムワース宣言」 (Tamworth Manifesto)⁽⁵⁾ の存在も指摘されることが多い。

たとえば二〇世紀初頭の保守党政治家で、保守主義の著述家でもあったセシル (Hugh Cecil) は、「保守党の名称は一八三五年まで採用されなかった」 (Cecil 1912: 64 柴田訳1979: 55) としている。⁽⁶⁾ 保守党ラベルがなぜ一八三五年に採用されたのか。セシルはその理由を必ずしも明らかにしていないが、上記の出来事を前提としていることは容易に推察できる。

【表 1】 歴代内閣一覧 (1812~1855年)

・ 1812—27	リヴァプール	[トーリー]	
・ 1827	カニング	[トーリー]	※自由主義的なカニング外交
・ 1827—28	ゴドリッチ	[トーリー]	
・ 1828—30	ウェリントン	[トーリー]	※審査法廃止 (1828) ほか
・ 1830—34	グレー	[ホイッグ]	※第一次選挙法改正 (1832)
・ 1834	メルバーン①	[ホイッグ]	
・ 1834—35	ピール①	[トーリー]	※タムワース宣言 (1834)
・ 1835—41	メルバーン②	[ホイッグ]	
・ 1841—46	ピール②	[トーリー／保守党]	※穀物法撤廃 (1846)→党内分裂
・ 1846—52	ラッセル	[ホイッグ]	※ピール派が支援
・ 1852	ダービー①	[保守党]	
・ 1852—55	アバディーン	[ホイッグ]	※ピール派とホイッグ党の連立

出典 中村英勝, 1986. 『イギリス議会史〔新版〕』有斐閣, 220頁の付表 6 に基づき筆者作成。

【表 2】 1832~1841年に実施された各総選挙の党派別獲得議席数 (定数658)

・ ホイッグおよび急進派系 (のちの「自由党」陣営)					
1832 (479)	1835 (383)	1837 (349)	1841 (290)	1847 (329)	
・ トーリー系 (のちの「保守党」陣営)					※ピール派 (100)
1832 (179)	1835 (275)	1837 (309)	1841 (368)	1847 (225)	

ただし、この時代のイギリス総選挙結果は、資料によってその詳細がマチマチとなっている。そのため本稿では、Chris Cook and Brendan Keith, *British Historical Facts 1830-1900*, (London and Basingstoke: Macmillan) 1984 (rep.), pp. 138-139を参考にした。

また、憲法学者ジェニングス (Jennings) も、この点について次のように述べている。

トーリー党という名前がどのように保守党へと変わったのか誰にもわからない。けれども、イギリス憲法を良いものとして理解するのがトーリー主義者である以上、憲法が覆されかけていて、しかも「ブラッディでアナキーな」ヴィジョンが「自分たちに向かつて大股で歩いてくるかのような」当時の状況では、名称の変更もやむを得ないと見られていたに違いない。

(Jennings 1961 : 95) (下線引用者)

ここでいう「当時の状況」とは、小

規模ながらも有権者を増大させた第一次選挙法改正のインパクト（とりわけその背後にある急進主義勢力の存在）や、同年実施された総選挙でトーリー陣営（選挙法改正反対派）が大敗北した状況などを指していると思われる。いずれにしても、一八三二年（有権者増と総選挙大敗北）以降ピールをトップとする選挙法改正反対派（いわゆるトーリー党）によつて「保守」党ラベルが導入ないし併用されたという見方は、なかば通説化しているといつても過言ではない。それゆえ、当時庶民院（以下、下院）でトーリー党の指導的立場にあつたピールを「初代保守党党首」と見るのが一般的である（Cf. Gaunt 2015）。

大筋では確かにそのとおりであろう。しかし保守党史研究の泰斗ブレイク（Robert Blake）は、「保守党の正確な起源については議論の余地が多々あるが、少なくともその名称が、いつ使われ始めたかについてははっきりしている（もっとも誰によつてということとはわからない）」としたうえで、現代政治的な意味での「保守」という用語の初登場は、一八三〇年一月の『クォーターリー・レビュー』（*The Quarterly Review*）誌上だと述べている（Blake 1988：6 早川訳 1979：17 ただし、訳文を一部改めた）。

同誌は、ホイッグ系の『エジンバラ・レビュー』（*The Edinburgh Review*）（一八〇二年創刊）に対抗する形で一八〇九年に創刊されたトーリー系の季刊雑誌である。そして、『クォーターリー・レビュー』における当該箇所（執筆者不明の匿名論文の一部）は以下のとおりとなる。

……われわれは、本当にどうでもいい党派的争いを軽蔑し忌み嫌っているが、トーリーと呼ばれている党には、これまでどおり常に、断然、心の底から愛着を感じており、それは保守党（*the Conservative party*）と呼ばれるほうがよ

り適切であろう。(中略)ご存知のように、この党に属している人の一部はあらゆる変化に異議を唱えているため、彼らが見せる頑固さ、彼らの態度によく出る冷たさ、よそよそしさのせいで、その身内の者まで完全に傷つけられているうえ、マイナス効果も出始めたとわれわれは判断している。でもそうした一部の人は、人数も地位も影響力も全然大したものではない。だからわれわれは次のように明言するのをいささかも躊躇うものではない。トーリー主義者のほとんど圧倒的多数は、その部下や仲間と同じく、慎重で無理のない程度の現状改良ならば、それがどんなものであれ促進したがっていると……。(*Internal Policy, The Quarterly Review, Vol. 42, January and March 1830, pp.276-277*)

ここからわかるのは、まず「保守」党ラベルは、従来のな認識(通説)とは異なり、第一次選挙法改正の実現や同年の総選挙敗北(一八三二年)の余波で初登場したわけではないという事実である。換言すれば「保守」という党ラベルは、第一次選挙法改正をめぐる論争を通じてというより、それ(一八三二年)以前に起きた出来事——おそらく一八二八年から二九年にかけて展開された「カトリック(旧)教徒解放」の是非をめぐる論争——を通じて世に出た可能性が高い。

加えて、この新党ラベル登場の立役者が、当時トーリー党の機関誌的役割を果たしていた政治雑誌論文、つまり政治ジャーナリズムの分野に求められるという事実である。このことは、「保守」党ラベルの使用が党幹部による「上から」の公式命令によるものではなく、院内政党の「外側・周辺から」スタートしていたことを物語っている(渡邊2023)。同時に、トーリー主義(Toryism)と保守主義(Conservatism)との違いも垣間見ることができよう。

ちなみに、ヴィクトリア朝期の政治文化に詳しいホーキンス(Angus Hawkins)は、その最新の研究において次のよ

うに説明している。

政府の諸政策に反対する立場と国家に対する自らの忠誠を直ちに宣言したホイッグ党が「国王陛下の反対党」(His Majesty's Opposition)なる新語をつくりだしたのは、一八二六年のことである。そして政府を支持する一部の一般議員たちが「政府与党議員」(ministerialists)に替えてトーリー党(Tories)と自ら名乗り始めたのが一八二七年であった——彼らがホイッグ党議員や改革派議員(Reformers)にひるまず対抗した際、反対派のグレー内閣が一八三一年に割と幅広く採用した党ラベルがこのトーリーである。その昔、政敵が下院横断的に使った罵りの言葉を政治ラベルとして再び採用するようになったという事実は、議会論争のトーンが次第に激しく辛辣になっていったことを物語っていた。(Hawkins 2015 : 68) (下線引用者)。

したがって「トーリー」も「保守」も、一八二〇年代後半から三〇年代前半にかけて、院内議員集団のいわば「外側から」あるいは「下から」用いられ、その後定着したとみることができるのである。

次にタムワース宣言については、最新のイギリス保守党史研究においても、新しく穏健な近代保守主義や近代保守党の‘founding document’として評価され続けている (Garnet 2023 : 36, Gaunt 2023 : 3)。

ところがタムワース宣言を読んでもみると、ピールは「トーリー」どころか「保守」という言葉すら一度も用いていない。この事実は、ピール自身「保守党の党首(もしくは下院指導者)」——事実上そうなのだが——としてではなく、従来どおり「国王陛下の政府の筆頭大臣(首相)」の立場でタムワース宣言を(第一次選挙法改正によって選挙権を付与さ

れた中産階級上層部を含む）全有権者に伝えたがっていたことを物語っている。

ではなぜ、タムワース宣言が、トーリー党から保守党への「転換点」ないし保守党の「出発点」として評価されてきたのか。それは、近代保守主義のあり方・プリンシプル（principle）を、新聞という今までにない斬新かつ明確な形で全有権者に伝えたからであろう。加えて、一八三五年総選挙キャンペーンを通じて旧「トーリー主義」との訣別を、公式に表明するものでもあったからだ。タムワース宣言の本文中、そのエッセンスを端的に示したとされる箇所（第八段落目）は以下のとおりとなる。

仮にこの選挙権拡大の精神が、古来の権利への尊敬や、規範となるべき権威への敬意という、法や理性よりずっと強大な統治手段を完全放棄することを意味しているのなら、選挙権拡大を受け容れるつもりはない。しかし、選挙権拡大の精神が、既存の諸権利をきちんと維持し、明るみとなった弊害を矯正し、そして真の不平不満の原因の解消と結びつき、友好的な感情で世俗的宗教的諸制度を慎重に再検討することだけ意味するというのなら、私自身と同僚のためにも、そうした精神と意図に基づいて行動すると約束できる。⁽¹⁾（下線引用者）

ここから、「一八三二年の第一次選挙法改正実現（議会改革Ⅱ選挙権の若干の拡大Ⅱ民主化）の完全否定、すなわち従来のトーリー的態度」を、条件付きではあるが修正するという決意表明を読み取ることができる。具体的には、「伝統的国家構造の核心部分を崩さない程度の慎重で穏健な改革であれば、これ（既成事実となった第一次選挙法改正の成果）を政府として否定したり覆したりはしない」という意思表示でもあり、通例、これが「近代（政治的）保守主義」

のプリンシプルとされている。

このようにタムワース宣言の「要諦」を見る限り、ピールは「近代保守主義なるものを初めて国民に言葉で具体的に説明した首相」ともいえる。したがってピールは、「従来のトーリー主義に新しい何か（たとえばホイッグ的要素）を加え、それを近代保守主義として再構築し、後世に伝えた政治家」であつた。だからこそピールは「初代保守党党首」として位置づけられてきたのであろう。

では、一八三〇年代前半、リーダーであるピール自身は「保守」党ラベルの導入ないし使用について、いかなる見解を持っていたのであろうか。

紙幅の都合で、タムワース宣言公表以前（①一八三二年五月二八日、②一八三三年一月三日、③一八三四年五月二五日）に盟友クローカー（John Croker）に宛てた書簡一通（①）と、のちの第一次ピール内閣（表1）で内相を務めるゴールバーン（Henry Goulburn）に宛てた書簡二通（②と③）の計三通の内容を検討することにした。

ピールは、まず①一八三一年五月二八日付書簡において、「保守主義者（Conservatives）を自称する人間には二通り（two parties）ある」としたうえで、一つ目は、自分も目指しているような「この国の状態を大いに不安視するとともに、あらゆる権威の負担軽減に理解を示し、君主制や私有財産などが攻撃された場合はいつでもそれらを支える用意ができている人」だとする。そしてもう一つはいわゆる極右派トーリー主義者（the Ultra-Tories）で、自分としてはこの無鉄砲な後者とは距離をおきたいと訴えている（Charles S. Parker 1970, II : 186-187）。

ちなみに、前述した『クォーター・レビュー』匿名論文も基本的にはこれと同じことを述べており、どちらも、頑固で反動的な極右派議員との違いを強調した内容といえる。

次に②一八三三年一月三日付書簡では、その人数はともかく「保守党と呼ばれている政党」(party which is called Conservative)の主な目的はラディカリズムに抵抗すること、そして(第一次選挙法改正に伴う)民主主義の影響力のさるなる浸透を阻止することだと述べている(ibid.: 212)。ここで注目されるのは、リーダーのピール自身、自党のことを「保守党と呼ばれている政党」と述べている点である。これだけで即断するのは禁物だが、この表現を見る限り、ピールが「保守」党ラベルの導入に当初から主体的・積極的だったとは思えない。

一方③一八三四年五月二五日付書簡では、「ホイッグ党政権への一時的勝利という単純な目的で急進派を操ろうとしたり急進派に接近したりするなど、急進派と仲良くすることにはすべて反対する」としている。そのうえで、「仮に組閣まで命じられたら、現政権を支持する比較的穏健で尊敬に値する人たち——引用者註・当時の第一次メルバーン(William Lamb, 2nd Viscount Melbourne)内閣を支えた、やや保守的な政見を持つホイッグ党議員たち——から多くの善意を得たり、彼らの敵愾心を和らげたりせずして、保守党(the Conservative party)はどうやって自らを維持することができようか？」(ibid.: 244)と明言している。

ここからわかるのは、ピールがタムワース宣言公表以前から自党を「保守」党として認識していたという事実である。加えて、「極右派」や「急進派」(左)でなく、「ホイッグ穏健派」(中間)を抱き込むことが不可欠と、ピール自ら考えていたことも読み取れる。つまり「トーリー」の基盤が、右寄り、で狭いのに対し、「保守」のほうは幅広く包括的で、しかもホイッグ穏健派の包摂すら可能と認識されていたことがうかがえるのである(渡邊2023)。

こうしてみると、従来の「トーリー」に加え、「保守」という党ラベルが併用されるようになった経緯と理由も明らかになってくる。それは、ピールに代表される当時のトーリー党議員たち(右派陣営全体)にとって、選挙に勝利

し院内勢力を拡大するための、ひいては政権を維持し急進主義勢力の台頭を阻止するための、きわめて「便利で求心性の高いラベル」が「保守」だったということにほかならない。そしてその結果誕生した第二次ピール内閣は、一八四一年総選挙で三六八議席という、一八三二年大敗北以来初めてとなる安定多数議席に支えられ成立した内閣だった(表1と表2を参照)。この第二次ピール内閣は、通例、イギリス憲政史上初の本格的な「保守」党政権として位置づけられている。

ところが一八四六年、首相ピールは与党「保守」党多数派議員の反対を押し切って「穀物法撤廃」を断行した。既述のとおり、これは保護貿易から自由貿易への大転換であり、商工業立国路線採用を意味していた。それゆえ、ホイッグ党や急進主義者を支持しやすい都市部消費者層の中産階級や労働者階級に有利な内容だったと考えられる。

その結果、ピールやグラッドストーン (William Gladstone) に代表される党内少数派(自由貿易派)は脱党し、以後一八五〇年代末頃まで「ピール派」(the Peelite)と称するようになった。同時に、穀物法撤廃に反対したスタンリーこと第一四代ダービー伯 (Edward Geoffrey Stanley, 14th Earl of Derby, 以下ダービー)とベンティンク卿 (Lord George Bentinck)——ピール陣営に加わる前は二人ともホイッグ党議員——そしてディズレーリ (Benjamin Disraeli)の三人を中心とする残留組・党内多数派(保護貿易派)は、ピール脱党後の党再建を余儀なくされた。このような経緯により、一八四六年に首相ピールが原因となって従来のトリー党(旧保守党)が二分され、それに伴いピールと訣別した新保守党(現在に至る保守党)が誕生することになったのである。

これまでの経緯を振り返ると、以下の事実が浮かび上がってくる。

① 通説どおり「保守」党ラベルは、一八三〇年代前半以降、トーリー党政政治家の間で徐々に浸透していった。その意味で一八三二年の第一次選挙法改正と同年の総選挙大敗北が「保守」党ラベルの導入に何らかのインパクトを与えたことは否定できない。とはいえ、その政治的意味での初出は一八三二年よりも前であり、タムワース宣言も基本的には保守党「党首」の立場で発信されたマニフェストではなかった。しかし、少なくともピール自身は、一八三五年以前から自党を「保守」党と認識していた。

② 「保守」党ラベルの初導入ないし併用は、少なくともリーダー（ピール）主体による「上から」のものではなかった。むしろ逆で、院内政党の「外側や下から」の動きであり、換言すれば「必要に応じての自然な流れに基づく」動きだった可能性が高い。

③ 一八三〇年代という、「保守」党ラベル初導入期に院内政党を指導し、近代保守主義のあり方も示したピール自身が、その党を分裂させ自らも脱党した（一八四六年）。このことから、以後「保守」党ラベルを存続するか、それとも放棄するかは、その残留組の後継指導者たち（ダービーら）に委ねられた。そのため、一八四六年から五〇年代初頭にかけての政界や党内事情にも言及する必要がある。

だとすれば、なぜ「保守」党ラベルは、党内多数派残留組の反ピール派（保護貿易派）によって再導入されたのか。このことは、彼ら残留組——現在に至る保守党の出発点であり、直接の源流でもある——保護貿易派（Protectionists）にとつていかなる意味があったのか。これらの点は、わが国はもちろん、イギリスにおいても十分理解されているとは言いがたい。

そこで、さらに解明すべき課題③について、もう少し深く掘り下げていくことにしよう。

(2) 党内分裂後における「保守」党ラベル再導入の経緯と意義

穀物法撤廃をめぐる党内分裂後の状況について、ブレークは次のように描写している。

一八四六年には、この新党は新指導者を選び（下院にペンティンク、上院にスタンリー）、独自の党組織を作り、独自の院内幹事を選任し、独自の党資金を獲得しなければならなかった。ピールは党首としての地位を正式に辞任したような又は、正式に解任されたようなふしがない。（中略）一方反ピール派の者は、しばらくの間、保守党員（Conservatives）という呼び名を使うことすら嫌がり、自らを「保護貿易主義者」（Protectionists）と呼ぶようなくだらないことをしていたが、とどのつまりは、戦術的理由のために、もとの名に戻ったのである。（Blake 1988 : 58 早川訳1979 : 75 ただし、訳文を一部改めた）（下線引用者）

この記述を見る限り、ピールが保守党内から「党首」として認識されていた、あるいは「党首」という自覚を持っていた可能性は割と低かった可能性が読み取れる。さらに興味深いのは、「保守」党ラベルがピールを連想させるので当初保護貿易派（反ピール派の議員たち）から忌み嫌われていた点に加え、「戦術的理由」のため「保守」党ラベルが復活し再導入されるようになったという点である。これは一体何を意味しているのであろうか。

そこで、前述のホーキンスが著した最新のダービー（スタンリー）伝に基づき、その辺の事情を時系列的に検討し

てみることにしよう。

政府提出のアイルランド威圧法案 (Irish Coercion Bill) 否決に伴い、それが事実上内閣不信任決議の可決となったことから、一八四六年六月二十七日、第二次ピール内閣は総辞職した。その結果、野党・ホイッグ党のラッセル (John Russell) が後継首班となり、脱党したピール派の支援を受けて一八五二年二月二日まで政権を担当することになった (表1)。一八四六年七月八日に開かれた保護貿易派上下両院議員夕食会の席上、ベンティンク (下院議員) が貴族院 (以下、上院) 議員のダービーを自分たちのリーダーに推薦し、満場一致で了承された。これは、ダービーを党首とする保護貿易派「新党」の事実上の旗揚げといつてよい (Hawkins 2007 : 313-314)。同時に、「保守」党ラベルの存続はダービーの考え方次第ということになった。

「ピールのトーリー党 (旧保守党) 分裂↓ピール派脱党」の一因は、ほかならぬダービーその人だった。にもかかわらず、当の本人はピール派との和解、すなわち保守党の再建・再統一を望んでいたとホーキンスは述べている。当時 (一八四六年七月～一八四七年一月頃) ダービーの党再建・再統一構想は、「次期 (一八四七年) 総選挙が実施されるまで現状を維持する↓その結果 (保護貿易は都市部有権者層に評判が悪いので) 予想どおり総選挙に敗北する↓その後、野党の立場でピール派と和解する」という内容 (ibid. : 314) だったとされる。

しかしダービーら保護貿易派とピールら自由貿易派との和解は、事実上困難を極めたという。その要因として、ラッセル政権が提出した法案をピール派が支持したことや、保護貿易派による反カトリシズムへの極端な固執、麦芽税 (malt tax) 廃止をめぐる党内対立などが挙げられる。こうした経緯に伴い、同じ保護貿易派でも上院議員側はダービーのリーダーシップのおかげで比較的統一が保たれていたのに対し、下院議員側は、ベンティンクの力量不足も

あつて、その党内凝集性 (party cohesion) は弱かつた (ibid. : 314-328) とされることが多い。

ダービーが予想したとおり、一八四七年総選挙 (表2を参照) で保護貿易派は大幅に議席を減らした。しかしそれ (二八四七年秋) 以降、ダービーはピール派との和解による党再建・再統一をほぼ諦めざるを得なくなっていた。その結果、今度はピール同様「穏健な (割と保守的な見解を持つ) ホイッグ党議員」 (moderate Whigs) との合同を優先するようになったのである。

一方ピール派下院議員の間でも、無役の一般議員の一部には和解・再統一を望む声が見られた。しかし、ピールをはじめグラハム (James Graham) など著名な幹部議員は、和解・再統一を拒む方針を堅持していた。それゆえ一八四八年以後のダービーは、ピール派との和解・融合ではなく、「割と保守的なホイッグ党議員 (ホイッグ穏健派)」との協調やその包摂を新「保守」党再建・再統一の基本路線にしていた (ibid. : 330-331) と考えられる。

このように保護貿易派「新党」は難題続きであったものの、その実質的「新党首」ダービーが、ピール派ないしホイッグ穏健派の「包摂」に伴う自党の院内基盤強化を考えていた点は、もっと注目されてよい。そしてその帰結として一八四七年総選挙終了 (敗北) 後、党ラベル (党名) をどうするかという新たな問題が必然的に生じるようになった。

この点についてブレイクは、一八四七年総選挙で当選した残留組の大多数が「保護貿易派」という肩書を使用していたと述べている。同時に、「保守党」という名称はピールを連想させ嫌悪感すら抱かれたので、一八世紀のノスタルジアから「地方党」 (Country Party) という党名の採用も検討されたという (Blake 1988 : 78-79 早川訳1979 : 100 ただし、訳文を一部改めた)。

今日まで存続している「保守」党ラベルがダービーによって、新たに、再導入された経緯は、ブレークによれば以下のとおりとなる。

一八四六年当時、党内の「反ピール派・保護貿易派議員」組織化を支援したベリスフオード (William Beresford) という極右派トリー主義者が、同僚議員向け回覧状の件でスタンリーに書簡を送った。その追伸でベリスフオードはこのように記している。すなわち『保守党』は、われわれに参加を希望する者にも、『保護貿易派』や『地方党』を敬遠する者にも、すべて門戸を開放しているので、『保守党』と記載するのが最善の方策と考えました。(Blake 1988: 80 早川訳1979: 100-101 ただし、訳文を一部改めた) (下線引用者)

このことから、保守党ラベル再導入の直接的経緯として、核となるトリー党はもちろん院内基盤拡大のため、「ピール派」や「ホイッグ穏健派」という「中間派ないし中道右派」議員をできるだけ「包摂」する必要性と、それに対する期待があつたことを指摘せねばならない。振り返ってみれば一八三〇年代前半のピール時代にも、基本的にはこれとほぼ同じ理由で、「保守」党ラベルが初導入され、併用されていくこととなった。そのことを明らかにしてくれる史料を、ここでもう一つ挙げておくことにしよう。

それは、第一次ピール内閣が倒れる原因となった一八三五年総選挙敗北 (表2を参照) 後、総辞職を明言したピールに触発され、匿名で書かれた論文 *Hints to the conservatives, in a letter addressed to Sir Robert Peel, Bart., M. P.* (London: 1835) である。この匿名論文は、「保守」という党ラベルの相対的目新しさをよく考えるよう同僚議員に進

言した内容 (Gaunt 2023 : 71) となっている。本稿のテーマと直接関係ある部分は以下のとおりとなる。

閣下、……党名として導入された「保守」(‘Conservative’) という新しい言い方を今や多くの人が歓迎するのは、単に当事者がその新しい言い方をするだけで、トリーというほとんど廃れた、とても不快なニックネームから完全に切り離されるからだけではありません。むしろそれより本質的に重要なのは、少なくともさしあたり、この党名には不快な響きがないので、結果として、最もリベラルな意見の持ち主をイライラさせることも、そしてまた、最も頑固で頭の固い人たちが不満に思ったりすることも、ほとんどなくなると思われる点です。この新しい党名は、これまでほとんど獲得できなかった精神的自主性をもたらし、さらには、イギリス人が大切に支え続けるようになった統治上のプリンシプルにもなるし、立ち止まって考えるための空間と休息时间をも万人に与えてくれるのです。……われわれはホイッグやトリーという言い方を過去のものとして見るようになりましたので、今後ホイッグやトリーという二つの言い方への厳格な定義づけは一切必要なくなるでありましょうし、両党それぞれ伝えている印象を、少なくとも、より一般的な定義で、しかも素直な心と探究心に合わせて描こうとするようになるかもしれません。……トリー主義は、一貫した惰性と、あらゆる変化への抵抗を表わすとともに、わが祖先が作りあげた諸制度への無限かつ狂信的ともいえる崇敬の念を意味する言葉と考えられています。それとは逆にホイッグ主義は、知性の進歩に伴い、いつか到達すると思われる想像上の完成形を常に目指していますが、それも今や、過去のこととはいえない状況になってきました。それゆえ、あらゆる濫用の責任を彼らに取らせ、彼らが企てる改良計画を一切重視しなくて済むようになるという理由から、この保守党という名称にはトリー党という名称以上のアドバンテージがあるのです。

(Gaunt 2023 : 91) (下線引用者)

一八四六年以降割と敬遠されがちだったにもかかわらず、なぜ「保守」党ラベルは、結局、残留組(保護貿易派)によって再導入されたのだろうか。このことは、ダービーら反ピール派——繰り返しになるが、現在に至る保守党の出発点であり直接の源流となる議員集団——すなわち、保護貿易派の議員たちにとっていかなる意味を持っていたのか。

上記の言及から、「今やネガティブで何のメリットもない『トーリー』」と、「リベラルな人も頑固な人も同時に満足できる『保守』」との、意味上・ニュアンス上の違いが明らかとなった。それはすなわち、「保守」であればトーリーの「コア」を敵に回すことなく、その「周辺」の比較的リベラルで穏健な保守の人たちまで同時に一括して包摂できる可能性が高いということである。つまり「保守」を用いることによって、急進主義勢力や革命勢力の圧力に対抗できる幅広い「中道・右派連合」、すなわち「保守系院内基盤」の拡大・構築が中長期的に実現できる可能性があった(渡邊2023 : 22)と考えてよい。

ここまでの検討結果から、新旧院内保守党(一八三〇〜四〇年代)における「保守」党ラベル導入の必要性とそれへの期待ということで新党ラベル導入・再導入の直接的な経緯が明らかとなった。ホーキンスによればダービーのとした態度こそ、「トーリー」あるいは「保護貿易派」という従来の呼称 (designations) の停止、すなわち「保守」党ラベルの再導入(復活)だった。そうすることでダービーは、この新党が従来のトーリー的な「反カトリック、反ユダヤ主義の残党」(an anti-Catholic and anti-Jewish rump)に成り下がってしまうのを防いだとされる。したがってここか

らも、「保守」が「下院各党派（とりわけ中道・右派陣営）を横断し、広く参加を呼びかけ」る（Hawkins 2007 : 340）うえで比較的好都合な党ラベルだったことは明白である。

また、「一八四六年以降保護貿易派の怒りとプロテスタント志向によって煽り立てられてきた保守党議員たちは、思慮分別ある熟考とは無縁の激しい憤りを見せつけてきた」ので、ダービーとしては、「背信の罪に後悔を禁じ得ないピール派と、まごついていたホイッグ党に門戸を開放しつつ、憤りを見せていた保護貿易派議員や反カトリック派議員たちの怒りもやわらげようとした」（*ibid.* : 354）と見ることができよう。

そうだとすると、一八四〇～五〇年代当時のイギリスでは、「保守」という言葉にある程度「中道的で進歩的な」意味合いも込められていたことがわかってくる。だからこそ、「保守」党ラベルの導入と再導入によって、「現状維持」プラス「包摂」という二重効果も期待されたのではないかと推察できるのである。

とはいえ、今回（二度目）の「保守」党ラベル（再）導入は、事実上の「党首」と呼ぶに相応しいダービーによって決定された。その点でピール時代とは異なり、ある程度「上から」によるものと考えてよい。そうした意味では、通説と異なり、ピールでなくダービーこそ実質的な真の「初代保守党党首」と見ることも可能ではないかと思われる。では、ピール時代とダービー時代において新しい「保守」党ラベル導入に至らしめた、もつと構造的で奥深い政治的背景はいかなるものだったのであろうか。次章では、こうした点について、さらに考察を進めていくことにしたい。

三、一九世紀前半における「保守」党ラベル導入の政治的背景

ここでは、上記の問に可能な限り答えるため、当該分野に隣接する代表的な先行研究成果を下敷きに、以下二つの観点からアプローチを試みたい。「一、はじめに」でも触れたとおり、一つ目は「当時の主要政治争点をめぐるパーティ・ラインの整序」、二つ目は「当時の有権者による分割投票傾向の変化」である。

(1) 当時の主要政治争点をめぐるパーティ・ラインの整序と「保守」党ラベル

① 内閣の制度化と機能強化に伴う党内規律化・党内凝集性の増大

一九世紀イギリス下院議員の党派意識 (partisanship) や党内造反について調査した政治学者ベリントン (Hugh Berrington) によれば、「一九世紀前半・後半を問わず、党の中心部で生じた党内造反は、ほとんどの院内採決において当時の政府与党を強化し、野党側を無力化する効果をもたらした」という。それは「野党のほうが政府与党以上に党派横断的で、しかも無党派的な投票を行っていたからである」。そのうえでベリントンは、「政府与党は、自党からの脱党を怖れるケース以上に、野党内不和のせいで与党支持が増えることが期待できるケースをより多く経験していた」(Berrington 1968: 359) としている。

これは、かつて国王がその「大権」という形で独占してきた官職任免権や議会解散権を今や (首相と大蔵省を中心とする) 政府与党が独占するようになった結果、必然的に「野党」よりも「与党」側で党内凝集性が増大していったことを意味している。それゆえ、与党限定とはいえ、この時期に党内凝集性や党派意識が相対的に高まったとするなら、

それは行政権の主体である「内閣」が一九世紀を通じて公式に制度化された結果であると同時に、内閣機能の強化に基づくものと見ることもできよう。ピールが首相として発信したタムワース宣言が、のちに「近代保守主義・近代保守党の創設文書」扱いされるようになったのも、この辺の事情をよく表している。

また、周知のようにバジヨット (Walter Bagehot) も、政党指導者たちは「どんな誘惑よりもはるかに強力な強迫で〔議員たちを〕押さえつけることができる。政党指導者たちは、議会を解散できるのである。これこそが、政党を一つにまとめる秘訣である」(バジヨット 遠山訳2023: 215) と述べている。そうだとすれば、新たな「○○」党ラベル導入の政治的背景としては、「内閣、そして首相⇨党首など幹部議員の制度化」に伴う党内規律化のほうが大きな意味を持っていたということになるのかもしれない。

② 主要政治争点の続出に伴うパーティ・ラインの明確化

他にも、一九世紀の下院活動を分析した政治学者マクレーン (Tain McLean) は、一八三二年以降の党内凝集性増大に関する——相互に関連し合う——三つの解釈(説)を紹介している。①両党とも党内規律の手段を初めて身につけたから (organizational)、②議員や議員候補者が再選・当選を確実に果たすには、どちらかの政党に所属したほうが都合だと自ら考えるようになったから (electoral)、③選挙の圧力とは別に、議員が党独自のイデオロギーを最終的に理解したから (ideological)、という二つがそれである。そのうえでマクレーンは、これら三つのうち、オストロゴルスキー (Moisey Ostrogorsky) 以来最も注目されてきた「①党組織化説」は、意外と説得力に乏しい (McLean 1992: 499—500) と主張している。

さらにマクレーンは、一九世紀当時の下院活動がいわゆる 'government days' と 'private member's day' とに区別さ

れ、前者の増加⇨後者の減少という傾向を示したうえで、一八三二年から一八八五年の間に無所属議員の影響力は確実に衰退していったと指摘している (ibid. : 500)。

いずれにせよ、これらの先行研究成果を踏まえると、党内凝集性の増大などに代表される、「保守」党ラベル導入の政治的背景を考察するには、保守党や自由党の「パーティ・ライン」(party line) という観点からアプローチしていく必要があるといえよう。

そこで、新党ラベル導入の政治的背景について、今度は「当時の主要政治争点をめぐるパーティ・ラインの整序」という観点から考察してみることにしたい。

前述のベリントンは、一九世紀に「イギリス各党の党内団結 (unity) を築き上げたものは、階級戦争によって生じた焦熱地獄ではなく、ナショナルリテイと宗教をめぐって大昔から続いてきた闘争心」(Berrington 1968 : 369) だとした。確かに一九世紀後半のアイルランド自治問題 (Irish Home Rule) などはその典型であろう。だとすれば、本稿が対象とする一九世紀前半における新党ラベル導入の政治的背景は、そうした主要政治「争点」(issues) や対立軸の存在、それに伴うパーティ・ラインの整序と何らかの関係があるのではないだろうか。

さらにベリントンは、当時の院内採決で見られた「自由党議員と保守党議員の党内団結——換言すれば以前よりも党内造反が生じなくなった——理由の違い」について次のような見方をしている。

自由党の議員たちが院内採決で党幹部に逆らわなくなったのは、自由党幹部議員の主義主張 (causes) が彼らと一体化していたからである。そしてそれ以上に保守党議員たちが自分の所属政党に大きな忠誠を示したのは、党への忠

誠心 (party loyalty) こそ急進派の政治的挑戦に対抗できる唯一のバリアだったからである (ibid. : 372)。

これまでの考察を踏まえると、保守党に関しては確かにそのとおりであろう。ベリントンの指摘に従うと、古くて狭量なイメージがつきまとう「Tory」を用いるより、新しく幅広く、包容力もありそうな「Conservative」を用いたほうが「仲間を増やしやすく、防波堤効果も大きくなる」ことは間違いない。

そこで今度は、第二次ピール内閣期の主要政治争点と、それらをめぐる院内採決結果を分析したアイデロツテ (William O. Aydelotte) の研究成果を手がかりに、さらに検討してみることにしよう。

政党間論争において政治争点の果たす役割は、これまで研究者から過小評価されることが多かった (Aydelotte 1966 : 95)。アイデロツテも指摘するように、確かに主要政治争点をめぐって、当時は両党とも党内不一致が常態化していた (ibid. : 107-108) といわざるを得ない。とはいえ、すべてではないが、表3で示されたある一定の政治争点——**②** 所得税導入 (政府提出の一八四二年度予算案)、**③** 自由貿易化、**④****⑤** アイルランド問題——に関しては、ほぼパーティ・ボータイング (パーティ・ラインの整序) が確認できるのである。

そこで、表3に掲げた八つの主要政治争点をもう少し細かく分析してみよう。

まず**①**チャーティストの請願 (労働者階級への参政権付与など議会民主化の要求) に保守党が断固拒絶の態度を示したのに対し、自由党の意見は賛否両論に割れていた。一九世紀後半にいわゆる「リブ||ラブ主義」(Lib-Lab. ism)——自由党議員を当選させることによって労働者階級の意見や利益を国政に反映させようとする考え方・運動——が展開された遠因も、ここに垣間見ることができるといえる。次に**⑧**カトリック教徒の救済という、当時としては「リベラル」な政

【表3】 第二次ピール内閣期（1841～46年）の主要政治争点をめぐる院内採決の傾向（%）

	「自由党系 (Liberals)」		「保守党系 (Conservatives)」	
	<賛成>	<反対>	<賛成>	<反対>
①チャーターティストの請願 (1842年5月3日)	43	57	0	100
②所得税導入に対する異議申立て (1842年4月18日)	96	4	1	99
③砂糖関税の引下げ (1842年6月3日)	99	1	1	99
④アイルランド問題検討委員会設置 動議 (1844年2月23日)	99	1	0	100
⑤アイルランド国教会収入検討委員 会設置動議 (1844年6月12日)	99	1	1	99
⑥農業不況に関するコブデン提出 動議 (1845年3月13日)	98	2	2	98
⑦大学改革 (1845年4月10日)	98	2	0	100
⑧ローマ・カトリック教徒救済法案 (1847年2月24日)	100	0	12	88

出典 Aydelotte 1966: 107の表3に基づき、党派色の違いが明白な主なものだけを抜粋して筆者作成。

治争点に関しては、自由党は完全に賛成していたことがわかる。同時に、当時の保守党が従来のトリー党的伝統そのままに「反カトリック的」だったことも読み取れる。

それに対し②から⑦までの六つは、いずれも党内不一致や造反率が一〇%未満の、つまり主要政治争点に対する「両党の意見の違い」「党としての姿勢」、すなわちパーティ・ラインの整序と明確化に大きく貢献した政治争点ないし対立軸といえることができる。

②は、要するに、ピール内閣が提出した一八四二年度予算案に対する是非である。戦時ならともか

く、平時にもかかわらず一八一六年（一連の対仏戦争終結後）以来およそ四半世紀ぶりに所得税を導入する提案だったため、地方農村部の地主貴族やジェントリ層（保守党支持基盤）の負担も当然重くなるはずである。⁹ なのに、所得税導入への反対論は保守党内でさえ一%しかなく、この時点では政府与党内の意見がそれなりにまとまっていたことを示している。また、**③**自由貿易化をめぐる論争は、既述のとおり一八四六年にピークを迎えることになる。

そして、当時の最重要政治争点とされるのが一連の**④⑤**アイルランド問題であった。当時のアイルランド問題は「国教会」「教育」「土地」という三つの問題に区分できるが、これらを突き詰めれば、どれもアイルランド「自治」の問題に行きつく（Blake 1988 : 50-53 早川訳1979 : 64-67）。自治を含むアイルランド問題をそれなりに改善したほうが現状維持につながる——これが、ホイッグ党を中心とする「非保守（トリー）党すなわち、のちの自由党系」議員の基本的な考えであった。

これに対し、アイルランドの現状に少しでも「メス」を入れれば君主制や国教制はもちろん連合王国全体の崩壊につながると思え、これを断固拒否してきたのが「保守（トリー）党系」議員だった。たとえば一八三五年以降ダービーが四〇人ほどの仲間を引き連れてホイッグ陣営からトリー陣営に鞍替えしたのも、グレー内閣が推進してきた「アイルランド国教会余剰収入民間流用」政策に断固反対の姿勢を貫いたからである。¹⁰

このように当時のアイルランドをめぐる諸問題は、一八三二年から一八三七年頃にかけては、その議員が「トリー」か「ホイッグ」かを識別できる「リトマス試験紙」的な政治争点となっていた。

したがって、一八四〇年代初頭におけるトリー（保守）党のパーティ・ラインは、ホイッグ（自由）党のそれとは真逆の「保護貿易維持（自由貿易化反対）・アイルランド国教会維持（プロテスタントイズム支持）・非国教徒の入学を

認める寛容な大学改革への異議申立て」という図式で、ほぼ定着していたことがわかる。そして既述のように、大半の政治争点をめぐって常に党内不和を経験し、党内不一致が常態化していた両党（とりわけトリー陣営）からすれば、目新しく、穏健勢力から守旧勢力に至るまで「右派陣営」を幅広く包摂できる「保守」党ラベル導入が、一部とはいえ、こうした主要政治争点をめぐるパーティ・ラインの整序（二大政党化）と完全に無関係だったと考えるのは難しいといわざるを得ない。

(2) 当時の有権者による分割投票傾向の変化と「保守」党ラベル

制度は政治アクターの合理的選好によってつくられるとしながらも、イデオロギーの果たす役割を完全否定しない——このような新制度主義の立場に基づき、比較的研究成果の乏しい「候補者個人よりも政党に投票する有権者に強く見られる特徴」を明らかにしようとしたのが政治学者のコックス (Gary W. Cox) である。

コックスによると、院内政党に対する（第一次選挙法改正など）選挙権拡大の影響は間接的なものであり、選挙権拡大に伴う有権者増大で強化されたのは、むしろ「党ラベルに対する依存度」だったとされる。党ラベルは、新しく増えた有権者とのコミュニケーション手段の一つとなり得たからだ。

その結果、たとえば「党内規律が強いから党綱領の政策も実現可能」といった具合に、党に対して有権者が抱く「評判・名声・信望」(reputation) というものが党関係者全体に効果をおよぼすようになった。とりわけ大規模バラ（都市選挙区）の候補者個人は、増大した有権者へのコミュニケーション (PR) 手段として「新聞」と「党ラベル」に依拠せざるを得なかったからである (Cox 1987 : 128-129)。

それゆえコックスは、選挙権拡大Ⅱ有権者増大の影響は、「院内政党」に対してというより、「有権者の政党評価」のほうで大きかった (Ibid.: 129) とする。このように「パーティ・ボートイングの増大」と「有権者数の増大」との間には関連がありそうである。特に一八三二年以後の議員や議員候補者の立場からすれば、党ラベルを有効活用しない限り、自分に関する情報を有権者に十分伝えられなくなったとしても不思議ではない。

しかしそうだとすれば、自身の当選と再選（落選防止）を最優先すると予想される議員や議員候補者、そしてその所属先である「院内政党」も、従来以上に党ラベルを気にする（重視する）ようになるのではなからうか。政治への関心が高い有権者は、投票の際候補者個人に対する評価選択基準として、当該候補者が所属する院内政党の凝集性の強さなども当然意識すると考えられるからである。

それに加え、前述したように、この時期に見られた「内閣の制度化や機能強化」も無関係とはいえないであろう。この点についてはバジヨットも一八六五年の時点で「おそらく議員の大半は、特定の内閣に賛成するはずだという理由から選ばれるのであって、純粋な立法上の理由からではない」（バジヨット 遠山訳2023: 47）と指摘している。第一次選挙法改正が実現して以来、有権者が次第に‘executive-oriented’になってきたという事実があるとすれば、その帰結として議員や議員候補者たちもどちらか一方の政党に、言い換えれば「内閣」という組織を着実にコントロールできそうな「院内政党のどちらか一方」に自分を結びつけるようになるであろう。

したがって、「有権者の増大」と「内閣の強化」という一九世紀イギリスの共通プロセスと「新党ラベル導入・定着」には関連性があると考えられる。しかもそれは「上から」の完全な押しつけや強制ではなく、逆に議員や議員候補者側の個々の事情、つまり「下から」生じた流れによる変化だった可能性が高い。

【表4】 イングランド2人区における非党派的投票の割合 (1832~65年) (%)

	スプリッター	プランパー	合計
〈総選挙年〉			
1832	15.6	6.4	22.0
1835	18.8	8.8	27.6
1837	10.6	5.0	15.6
1841	7.3	3.1	10.4
1847	22.9	15.4	38.3
1852	16.3	9.0	25.3
1857	19.0	13.7	32.7
1859	11.6	5.3	16.9
1865	8.5	4.8	13.3

出典 Cox 1987 : 103 表9.4と108 表9.5に基づき、本稿論究対象期間のデータのみ抜粋して筆者作成。

いずれにしても、こうした理由を背景に、各党の評判や名声を単純かつ抽象的に標示する集合的シンボルとして、党ラベルそのものが一九世紀を通じて有意性をもつようになった (ibid. : 130, 144) ことはおそらく否定できまい。保守党における「保守」党ラベル導入は、共有可能なアイデンティティの必要性とその形成という文脈で理解していく必要があるといえよう。

ところでコックスは、'Conservative' & 'Liberal' といった用語がいずれも一八三〇年代から共通して使用されるようになり、そうした用語が時間とともにオープンな形で用いられる機会が増えていった点にも注目している (ibid. : 129-130)。そして、一九世紀イングランドの二人選挙区 (double-member districts)、すなわち有権者が一人二票投じることの可能な選挙区) における有権者の分割投票など「非党派的投票の割合」の傾向と変化をまとめた (表4を参照)。

具体的には、ストレートにパーティ・ボートティングしない有権者は、「スプリッター／分割投票者 (Splitters)」、すなわち連記投票で持ち分の二票をそれぞれ異なる政党の候補者に投じた有権

者」と、「プランパー (Plumbers)、もつともこのでいうプランパーは、全票丸ごと一人の候補者に投じるのではなく、逆に自分の支持政党から候補者が二人立候補しているのに、連記投票で持ち分二票のうち一票しか投じなかった、非党派的な有権者」という二種類に区分されている。秘密投票法成立(一八七二年)前の段階だったので、有権者が雇用主や大家から圧力を受けて投票していた可能性も高い。その結果、前者のように分割投票する有権者も当然多かったと思われるが、もちろんこれらが必ずしも本人の意思に基づく投票だったというわけではない。

とはいえ、これらが当時の有権者の投票行動を示す貴重な資料であることは間違いない。そこで表4を見てみると、「保守」党ラベルが導入されるようになったと見られる一八三五年総選挙以降、スプリッターもプランパーもその割合は明らかに減少している。そして、総選挙で圧勝し初の本格的な保守党政権とされる第二次ピール内閣を生み出した一八四一年総選挙の時点で、スプリッター(七・三%)もプランパー(三・一%)もその割合が最少——つまりパーティ・ボートイングが相対的に最多——となっていることがわかる。

ところが一八四六年の穀物法撤廃をめぐるトリー党(旧保守党)分裂以降、両者とも再び著しく増加し始めた。これは明らかに、旧保守党の分裂と混乱に伴う一時的な離合集散の帰結といえよう。

しかしながらダービーによって「保守」党ラベルが再導入されてからは(一八四七年総選挙以降)、両者とも再び減少傾向を見せている。これは、パーティ・ボートイングが再び増加傾向に転じたことを意味している。さらに自由党も、グラッドストンの影響でそのパーティ・ラインがより明確となった一八六五年総選挙では、一八四一年当時におよばないものの、有権者の非党派的な投票は減少傾向にあったことがわかる。

ここから読み取れるのは、一九世紀という百年間で徐々に増加していった有権者が「選挙区の候補者」を通じて、

候補者「個人」にではなく、「政党」という政治集団(とその党ラベル)に投票するようになっていったという周知の事実であろう。さらに、少なくとも総選挙の次元においては、一八三〇〜四〇年代、そして再び一八五〇年代後半以降、パーティ・ボートイングが徐々に確立していったのも明らかといえる。

ちなみにコックスは、一九世紀前半の総選挙で当時の新聞タイムズ(*the Times*)に掲載された党ラベルの特徴や変化についても言及している。それによると、一八三七年、一八四一年、一八四七年の各総選挙では、タイムズ記載の党派ラベルは複数存在していたとされる。

たとえば‘Peelites’(ピール派)や‘Liberal Conservatives’に加え、保守党に分類可能なラベルあるいはレッテルとして‘Tories’& ‘Protectionists’、自由党として括ることが可能なものとしては‘Whigs’& ‘Reformers’、そして‘Radicals’などがあつたとされる。

また、あるホイッグ系候補者が一八三七年総選挙で立候補した際には、当時ホイッグ党が政府与党だったため‘Ministerialist’(政府与党議員)というラベルがタイムズに掲載されていた。これが一八四一年総選挙になると‘Conservatives’& ‘Whigs’、そして‘Radicals’といったラベル表示も紙面で確認されるようになり、さらに一八四七年総選挙では‘Liberals’が登場している(*ibid.*: 107-108)という。

このように、「新聞」という当時の主要政治コミュニケーション・ツール(院内政党の外側)もまた、総選挙時における有権者の判断材料の一つとして、「保守」党ラベルの導入や定着を後押ししていたといえるであろう。

以上から、「当時の主要政治争点をめぐるパーティ・ラインの一部明確化」、加えて「当時の有権者による分割投票の一定期間における減少(パーティ・ボートイングの一時的増大)」という事実を踏まえると、「保守」という新しい党ラ

ベルが導入されるようになった政治的背景を——直接的・具体的な関連性やインパクトが完全にあつたとは断言できないが——ここに見出すことも一応可能となる。また、周知のように、一九世紀後半の「ディズレーリ対グラッドストーン」という二大政党対決時代になると、「保守」「自由」両党ラベルはさらに浸透した。その結果、両党のパーティ・ラインもより明確化していくことになる。

それゆえ、短期的に見た場合、「保守」党ラベル導入の政治的背景については、その評価もケース・バイ・ケースであろうし、普遍的とはいえないかもしれない。

しかしながらスチュアートも指摘しているように、「二〇世紀の政府与党は総選挙でつくられたり壊れたりする。一八世紀の政府与党は、下院でつくられたりつくられなかったりした。一八三二年から一八六七年にかけての政府与党は二〇世紀型に向かっていたが、一八世紀と二〇世紀両慣行の間を行ったり来たりしていた」(Stewart 1978: 108)。それゆえ中長期的に見れば、「保守」党ラベル導入の政治的背景として、議員(議員候補者)同士の、あるいは対有権者という面での何らかのアイデンティティ構築と共有、加えてその必要性は、やはり否定されるべきでないと思われるのである。

四、おわりに

「保守」党ラベルは、通説のように一八三二年以降突然つくりだされたのではなく、一八二〇年代末期の諸問題をきつかけに、既に政治的な意味を持つ名称ないし用語として登場していた。それゆえカトリック教徒解放という「争

点」と政争から生じた可能性が高い。とはいえ「保守」党ラベル導入の流れは、とりわけ第一次選挙法改正（議会の民主化）をめぐる攻防と改正反対派側（トーリー党）の混乱・敗北を経て一気に加速するようになった。

その結果一八三〇年代のピール時代に「保守」党ラベルが導入された経緯として、院内基盤拡大のため、ネガティブなイメージを「一新」し、ホイッグ穏健派などを「包摂」する必要性や期待（さらにその根底には一定の危機感）があった可能性を指摘することができる。

一八四六年以降のダービー時代も基本的には同様であり、脱党したピール派との「和解」やホイッグ穏健派への「接近」に基づき、分裂後の党再建・再統一の意志があったことはほぼ間違いない。そのためには、右派のコアをなるべく「離反させず」、ウィングを右から左（中間）へさらに「拡大する」ことが不可欠であり急務であった。その意味で当時の右派陣営からすれば、「保守」党ラベル導入は、共通の利害関係で結ばれた議員集団としての生き残りをかけた対急進主義「戦略」を支える重要な「戦術」の一つだった。つまり「保守」党ラベルには、従来の「トーリー」ではもはや実現不可能となった、きわめて有効な役割と効果が備わっていたのである。

一方、「保守」党ラベル導入に関するより奥深い政治的背景については、上述した先行研究成果を見る限り、主として一九世紀後半に見られた一定の主要政治争点をめぐるパーティ・ライン整序（二大政党化の流れ）とまったく無関係だったと断じることができない。「保守」党ラベル導入と当時の有権者のパーティ・ボートイング化傾向との間にも、何らかの関連性を見出すことは可能であった。

いずれにしても、一九世紀前半における「保守」党ラベル導入は、これまで右派陣営を構成してきた従来型で保守的な‘factions’連合（いわゆるトーリー党）が、政治争点の続出や選挙民の増大といった一九世紀前半特有の変化に、危

機感と必要性」の両面で試行錯誤しながら対応した——就中保守党では院内マイノリティ常態化脱却も含めた——試みとその帰結ということができる。

したがって、右派陣営の「院内政党としての凝集化」、ひいては「二大政党の二翼化」も、「保守」党ラベル導入を通じて、ある程度促進されたと見てよいであろう。

今回の考察では対象を保守党に限定したため、自由党側の動向を深く考察することができなかった。保守党を研究対象とする限り、一九世紀当時の保守党が「対峙」せざるを得なかった自由党のケースについても言及すべきであることはいうまでもない。

加えて、ピールやディズレーリ以上に先行研究が少ないダービーの党内リーダーシップやイデオロギー（政治思想的基盤）、そしてそれらが一八四六年以降の近代（現）保守党の形成・発展に果たした役割についてより綿密に検討する必要性も生じてきたので、今後の研究課題としていく所存である。

(1) 当時の国王チャールズ二世 (Charles II) の王位継承有力候補者で実弟のヨーク公爵、のちのジェームズ二世 (James II) がカトリック (旧) 教徒であったことから、彼を王位継承候補から排除するため、一六七九年に「王位継承排除法案」(Exclusion Bill) が議会に提出された。

同法案を提出し、これに賛成した議員たちは初期の商業ブルジョアや非国教徒 (清教徒など) から支持された。しかし賛成派の議員たちはいわば反国王派でもあったため、今日でいう野党的な「地方党」(country party)、一方ジェントリ層や国教徒たちの支持を集めた反対派議員は国王派ということもできるので与党的な「宮廷党」(court party) とも称されていた。

実は両派とも、過去の経験から、反動的で「血生臭い」専制君主のイメージがつきまとう旧教徒国王の登場には、程度の差

こそあれ概ね否定的な立場をとっていた。しかし宮廷党は、王位継承という国王大権事項への臣下（議会）の介入に反発する「国王大権尊重派」でもあったため、一部を除けば、消極的に王弟を支持したにすぎなかったと見られている。

こうした状況下で国王は解散総選挙を断行し、この問題を有権者（世論）に訴えたが、世論は地方党に味方した。この結果に不満のチャールズ二世は、国王大権を武器に総選挙後の新議会を開催しなかった。総選挙に勝利を収めた地方党議員は新議会開催を国王に「請願」したので「請願者」(Petitioners)と呼ばれ、これに反発した宮廷党議員は、それは国王大権への干渉行為であり「嫌悪」すると主張したので「嫌悪者」(Abhorers)と呼ばれるようになった。

そしてその後、請願者側は嫌悪者側を「トリー」、嫌悪者側は請願者側を「ホイッグ」と呼んで、互いに罵倒し合うことになったのである（渡邊2022：144-145）。

ちなみに「トリー」とは無法者や強盗という意味のアイランド語‘foraidhe’に由来し、「ホイッグ」は、スコットランドの言葉で牛追いを意味する‘whiggamore’の短縮形で、転じて感激反乱分子を意味する言葉になった（松村・富田編2000：749, 812-813）とされている。

(2) これに対し、自由党 (the Liberals) の場合、「ホイッグ (Whig) イコール自由党」ではない。

一九世紀後半にイギリス二大政党の一翼を担うことになった自由党とは、ホイッグ貴族の集団「ホイッグ党」を中核として、ホイッグ流穏健改革を支持する「自由主義者」(Liberals)‘より急進的な改革を求める「急進主義者」(Radicals)‘、そしてアイランドにおけるトリー国的国教主義 (Anglicanism) の強要などに反発していた「アイランド民族主義者」(Irish Nationalists) などの集合体と、一八四六年のトリー陣営分裂後脱党した「ピール派」が新たに合流して誕生した「反保守党」陣営といえることができる。

また、いわゆる自由党の成立は、一般的に一八五九年六月六日とされることが多い。これは、フランスでクーデタを起こしたルイ・ナポレオン (Charles Louis Napoléon Bonaparte) への対応をめぐるホイッグ党内で対立していた進歩的なラッセルと、保守的なパーマーストン (Henry John Temple, 3rd Viscount Palmerston) が和解したことに伴い、ダービー保守党からの政権奪還を目標に上述の反保守党系諸派が合流した帰結でもあった。

ちなみに、この「反保守党陣営」が「自由党」と呼ばれるようになった時期についても諸説ある。

たとえばジェニングスによると、一八三九年六月にホイッグ党指導者の一人ラッセルがヴィクトリア女王 (Victoria) に宛てた二通の書簡で、the Whig party の類義語 (synonym) として 'Liberal party' を用いたとされる。一八五二年の時点では 'Whig' と 'Liberal' が併用されていたが、一八五五年になると 'Liberal' が一般的となった。そして一八五九年の段階では、悪口を除き 'Whig' は一切用いられなくなったので、一八五二年から一八五九年を、「自由党」の呼称が定着した時期としてジェニングスは捉えている (Jennings 1961 : 75-77)。

(3) 一八一五年に穀物法が制定された背景の一つに、トーリー党を支持する地主貴族や農業関係者の圧力があつたとされている。

フランス革命 (一七八九〜九九九) に伴う対仏戦争・ナポレオン戦争の影響で、イギリスでは、大陸産穀物の輸入困難に伴う穀物不足から穀物価格が急騰し、「生産者」側の地主貴族や農業関係者がかなり潤った。ところが戦争の終結とともに安価な外国産穀物が輸入されるようになると、穀物価格が下がる恐れも生じてきた。そのため、彼らがトーリー党議員に働きかけて成立せしめたのがこの穀物法だったのである。

同法は予想以上の効果をあげなかったため、のちに穀物価格の上下に応じて輸入関税を増減させるスライド制が導入された。その結果、穀物価格が高額のまま据え置かれ、パンの値段も下がらなかったことから、都市部の商工業者や労働者など「消費者」層の不満は大きかった。

そこで、一八三九年には、産業資本家層を中心に自由貿易論者で政治家のコブデン (Richard Cobden) や実業家のブライト (John Bright) がマンチェスターで穀物法反対同盟 (Anti-Corn Law League) を結成し、穀物法撤廃運動を展開する運びとなった (松村・富田編2000 : 170)。

このように一八一五年穀物法をめぐる論争は、地方の地主貴族や農業関係者を主体とする国内生産者側 (主にトーリー) と、都市部の商工業者や労働者を中心とする国内消費者側 (主にホイッグ) との地域・階級間の利害対立であった。加えて、経済的争点をめぐる党派的对立の様相も呈していたといえる。

(4) 中世以来初となるこの本格的な議会改革によって、都市部の産業資本家など中産階級の上層部にまで選挙権が与えられた。加えて、それ以後の一連の選挙権拡大(民主化)の第一歩にもなったことから、この改正は後年「第一次」選挙法改正と呼ばれるようになった。

しかしながら、この改革によっても有権者はそれまでの一六万人から九五万人程度まで増大したにすぎず、記名投票や財産資格制限も残されていたので、本格的な民主化というにはほど遠い内容であった。

(5) タムワース宣言(一八三四年)は、総選挙実施直前に第一次ピール内閣で公認され、「首相」の立場でピールが行った全有権者向け所信表明演説である。一般的には、総選挙マニフェスト(manifesto)の嚆矢とされている。それに加え、本論でも触れたように、「トーリー主義」から「近代」保守主義へ脱皮ないし転換させるきっかけをつくった文書として、イギリス保守主義・保守党史上きわめて高く評価される場合が多い。

タムワース宣言の分析や政治史的意義については、さしあたって、渡辺容一郎『現代ヨーロッパの政治』北樹出版、二〇〇七年、一八一―二〇二頁を参照されたい。

(6) セシルのこの指摘を引用したマンハイム(Karl Mannheim)は、その論文「保守主義的思考―ドイツにおける政治的・歴史的思考の生成についての社会学的考察」(マンハイム 森博訳1974: 85)で、次のように言及している。

「この「保守主義という」語にはじめて特殊な刻印を与えたのはシャトブリアンであって、彼が政治的・教会的王政復古の理念を奉ずるその機関紙を「Le Conservateur」と名づけたときにはじまる。ドイツにおいてこの言葉は一八三〇年代にはじめて土着した。イギリスにおいては一八三五年にはじめて受け入れられた」。(下線引用者)

ちなみにシャトブリアン(François René de Chateaubriand)は、一八一四年のフランス王政復古で誕生したブルボン復古王朝(政府)に大臣として仕えた。ウィーン体制の基本原則である正統主義(legitimism)を重視した保守的な王党派政治家で、ロマン主義文学の先駆者としても知られる。

(7) タムワース宣言本文については、Robert Peel, *Memoirs*, Biblio Life, n.d. 版の pp. 58-67 をテキストとして使用した。

(8) 極右派トーリー主義者は、他の自由主義的トーリー主義者(liberal Tories)や急進的トーリー主義者(radical Tories)

に比べ、地主層の従来の利益のみ重視する伝統的なトーリー党政政治家といつてよい。国王と国教会体制の維持に執着する地主貴族やジェントリ層を主な支持基盤としており、「地方農業利益重視・現状の保護貿易維持・プロテスタントイイズム支持」カトリック教徒解放反対」がその基本的立場であった。旧来の有権者であるきわめて保守的な地主層の利益・感情に最も合致していたが、選挙の文脈では支持基盤が狭すぎて第一次選挙法改正後の新しい政治状況（中産階級有権者の一定数増加）に対応することができなかった。

彼らの多くは、少人数ながらも総じて変革を拒絶することが多く、そのためピールなどに代表される自由主義的傾向のトーリー党政政治家は、「中産階級を支持基盤とする穏健な院内勢力との合同」↓「支持基盤拡大」を戦略上常に考えざるを得なかったともいえる。

(9) 平時にもかかわらずピールが所得税を再導入しようとした背景には、当時深刻化していた飢饉とそれに伴う社会不穏を防止する狙いがあった。そうした狙いに基づく一八四二年度予算案を通じて、製造業の一層の保護とそれに伴う賃金上昇策に加え、食料品を含めた消費者物価抑制による貧困層への課税負担軽減策までピールは考えていた。また、均衡予算をつくりだすうえでも、所得税導入が必要だとピールは確信していた (Stewart 1978: 181) とされる。

(10) 当時の政界では、ホイッグであれトーリーであれ、アイルランドで国教会を維持しようという点ではほぼ一致していた。しかし、それを維持するためには、教会税を不承不承納めているアイルランド住民多数派・カトリック教徒の不満を為政者として聞き入れるべき——具体的には、国教会余剰収入の一部を民間事項（教育目的など）に流用するのを認めるべき——というのがホイッグ側の主張である。

それに対して、そういうことを少しでも認めると、アイルランドにおけるプロテスタント（イギリス）支配が弱まり、ひいては帝国の弱体化にもつながるとというのが、民間流用に反対するトーリー側の基本的立場であった (渡辺2010: 86)。

主要参考文献

- Aydolotte, William O. 1966. "Parties and Issues in Early Victorian England" *Journal of British Studies*, 5-2.
- Bale, Tim. 2016 (second edition). *The Conservative Party from Thatcher to Cameron*, Cambridge: Polity Press.
- Berrington, Hugh. 1968. "Partisanship and Dissidence in the Nineteenth-Century House of Commons" *Parliamentary Affairs*, 21-4.
- Birch, Nigel. n.d. *The Conservative Party*, London: Collins.
- Blake, Robert. 1988 (second impression). *The Conservative Party from Peel to Thatcher*, London: Fontana Press.
- Cecil, Hugh. 1912. *Conservatism*, London: Williams and Norgate.
- Cook, Chris and Brendan Keith. 1984 (rep.). *British Historical Facts 1830-1900*, London and Basingstoke: Macmillan.
- Cox, Gary W. 1987. *The Efficient Select—The Cabinet and the Development of Political Parties in Victorian England*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Disraeli, Benjamin. 1969 (London: Colburn 1852). *Lord George Bentinck: A Political Biography*, second edition, Farnborough: Gregg International.
- Gaunt, Richard A. 2015. "Chapter4 Sir Robert Peel", in Clarke, Charles, Charles, Toby S. James, Tim Bale and Patrick Diamond (eds.), *British Conservative Leaders*, London: Biteback Publishing.
- Gaunt, Richard A. 2023. *Sir Robert Peel—Contemporary Perspectives, vol. II The New Conservatism, 1830-1945*, Abingdon: Routledge.
- Garnett, Mark. 2023. *Conservatism*, Newcastle upon Tyne: Agenda publishing.
- Hawkins, Angus. 2007. *The Forgotten Prime Minister—The 14th Earl of Derby, volume I Ascent: 1799-1851*, Oxford: Oxford University Press.
- Hawkins, Angus. 2015. *Victorian Political Culture—Habits of Heart and Mind*, Oxford: Oxford University Press.

- Jennings, Ivor. 1961. *Party Politics, vol. II The Growth of Parties*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Jones, Emily. 2017. *Edmund Burke and the Invention of Modern Conservatism, 1830-1914*
——— *An Intellectual History*, Oxford: Oxford University.
- Leach, Robert. 2015 (third edition). *Political Ideology in Britain*, London: Palgrave.
- Memoirs by The Right Honourable Sir Robert Peel*,
published by the Trustees of his papers, Lord Mahon (now Earl Stanhope) and The Right
Hon. Edward Cardwell, M. P., Part II.———The New Government; 1834-5
(London: John Murray) 1858, in *Robert Peel, Memoirs*, Biblio Life.
- McLean, Iain. 1992. “Rational Choice and the Victorian Voter” *Political Studies*, 40-3.
- Norton, Philip. 2008. “The Future of the Conservatism” *The Political Quarterly*, 79-3.
- Peel, Robert. n.d., *Memoirs*, (Biblio Life).
- Sir Robert Peel from his private papers*,
edited for his trustees by Charles Stuart Parker with a chapter on his life and character by his grandson, the Hon. G. Peel
vol. II, vol. III (New York: Kraus Reprint) 1970. Originally published: London: J. Murray 1899.
- Stuart, Robert. 1978. *The Foundation of the Conservative Party 1830-1867*, London: Longman.
- The Quarterly Review*, vol. XLII, published in January and March, 1830, London: Palala Press.
- 中村英勝・1986『イギリス議会史〔新版〕』有斐閣・
- 松村赴・富田虎男編著・2000『英米史辞典』研究社・
- 渡辺容一郎・2007『現代ヨーロッパの政治』北樹出版・
- 渡辺容一郎・2010『オポジションとヨーロッパ政治』北樹出版・

渡邊容一郎：2022. 『西洋政治史』 晃洋書房.

渡邊容一郎：2023. 「トリー党と保守党―近代イギリス保守党史の一考察―」 『政経研究』 第六〇巻第二・四号、日本大学法学会所収.

ウォルター・バジヨット (遠山隆淑訳)：2023. 『イギリス国制論(上)』 岩波書店.

カール・マンハイム (森博訳)：1974. 「保守主義的思考―ドイツにおける政治的・歴史的思考の生成についての社会学的考察」

『歴史主義・保守主義』 恒星社厚生閣所収.

ヒュー・セシル (栄田卓弘訳)：1979. 『保守主義とは何か』 早稲田大学出版部.

ロバート・ブレーク (早川崇訳)：1979. 『英国保守党史』 労働法令協会.

〔付記〕 本稿は、名古屋大学で開催された二〇二四年度日本政治学会研究大会報告論文(未定稿)に一部加筆し、修正を加えた内容である。学会当日は討論者をはじめ会員諸氏から多くの貴重なコメントや情報をいただいた。記して感謝の意を表したい。